

公益社団法人福岡県介護福祉士会
役職者の互選規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県介護福祉士会（以下「本会」という）定款（以下「定款」という）第13条第2項の規定する本会役員等の役職者について、理事による互選方法等、選出規則等に関して定めることを目的とする。

(役職者)

第2条 この規定において役職者とは、次の各号をいう。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 3人以内

2 役職者は、正会員とする。

(任期)

第3条 会長に関しては、1期2年とし、5期を限度とする。

(互選の準備)

第4条 本会役員選出規則第6条それぞれの選出手続きを経て、理事候補者として確定した者（以下「理事予定者」という。）は、総会の開催前に理事予定者間で次期役職者となるべき者（以下「役職候補者」という。）を選考し内定する会議（以下「役職選考会」という。）を開催する。

(互選の手続き)

第5条 選挙において理事予定者が選任された後、ただちに前条の役職選考会を開催し、役職者を内定する。

- 2 選挙管理委員会は、前項により内定した役職候補者を総会開催直前の理事会に報告しなければならない。また、理事会は内定した内容について確認・協議し、役職者を正式決定して総会において報告する。

(役職選考会の開催)

第6条 役職選考となる年にあつては、第4条第1項の役職選考会を開催する。

- 2 開催時期は、概ね総会開催の1ヶ月まえを目安とし、開催場所と共に事前に公示して、選挙管理委員会が召集する。
- 3 役員選考会の開催は、理事予定者の三分の二以上の出席をもって成立する。
- 4 理事予定者は、原則として役職選考会に出席しなければならない。
- 5 役職選考会に欠席する場合は、事前に欠席する旨を選挙管理委員会に報告し、第8条に定める必要な手続きをしなければならない。

(選考方法)

第7条 理事予定者は、役職選考会において、次の各号のとおり役職候補者を選考する。

- (1) 会長の選考は、支部選出理事予定者による立候補・推薦制とし、無記名投票により定数の過半数得票者を次期会長候補（以下「会長内定者」という。）とする。
ただし、最多得票者数が理事予定者の過半数に満たない場合には、2位得票者と決選投票を行い、その最多得票者を会長内定者とする。
- (2) 会長立候補者が1人の場合は、信任投票し、過半数の票を得たものとする。不信任の場合は、話し合いをもって互選する。

(3) 副会長選考は、理事予定者で協議し選出する。

(会長候補者に関する手続き)

第8条 第7条第1項第1号の会長候補者に関する手続きは次のとおりとする。

- (1) 立候補の時期は、理事予定者が確定した、後1ヶ月間を目安として別に定める期間とする。
- (2) 自薦・他薦の立候補者は所定の立候補届用紙に、立候補理由、本会運営についての所信を明記し、表明しなければならない。
- (3) 自薦・他薦の立候補者は本会選挙管理委員会への郵送または本人持参によることとする。郵送の場合は、締切日の消印を有効とする。

2 立候補締切後、提出された立候補者届出用紙の写しは、すみやかに理事予定者全員に配布する。

(不在者投票)

第9条 役職選考会に欠席する者は、前条第1項第1号の会長候補者へ投票のため、所定の不在者投票用紙を事前に、選挙管理委員会へ提出しなければならない。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

付 則 この規程は、平成22年6月12日から施行する。

付 則 この規程は、平成23年10月16日から施行する。